

申告は、平成20年3月17日まで

次の申告相談で

住民税の申告が

変わります

1 損害保険料控除から地震保険料控除に

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害

保険料控除が改正され、地震保険料控除に変わります。(経過措置あり)従来は、住宅や家財などの生活用資産の損害保険料が対象でしたが、次の申告から、住宅や家財などの生活資産の地震保険料が控除の対象となります。

控除内容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 両方の合計	10,000円

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
〔経過措置〕平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除が適用されます。 地震保険料と長期損害保険がある場合 両方の合計	10,000円 25,000円

2 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除額は住民税から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

平成十八年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。平成二十年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年左記の申告が必要です。

〔申告〕平成十九年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成二十年三月十七日までに、平成二十年一月一日現在お住まいの市町村へ「市町村住民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

3 住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります

平成十七年一月一日時点で六十五歳以上であった方へ！
六十五歳以上の方（昭和十五年一月二日以前に生まれた方）に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成十八年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成十八年度には税額の三分の二、平成十九年度には税額の三分の一が軽減されていましたが、平成二十年年度にはこの経過措置がなくなります。

住宅借入金等特別税額控除
申請書提出場所

- 所得税の確定申告をする場合⇒所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
- 所得税の確定申告をしない場合⇒源泉徴収票を添付して市町村へ提出

土浦税務署主催
確定申告説明会を開催

●営業所得の説明
日時 12月5日（水）
10:00～12:00
13:30～15:30

●農業所得の説明
日時 12月7日（金）
10:00～12:00

場所 土浦合同庁舎
第一分庁舎3階
第4会議室

☎土浦税務署
☎029-822-3516

●住民税に関すること／市税務課
☎内線一・二八〇一・三〇

●所得税に関すること／土浦税務署
☎〇二九・八二二・三五一六

みんなで支える医療費有効に使いましょう！

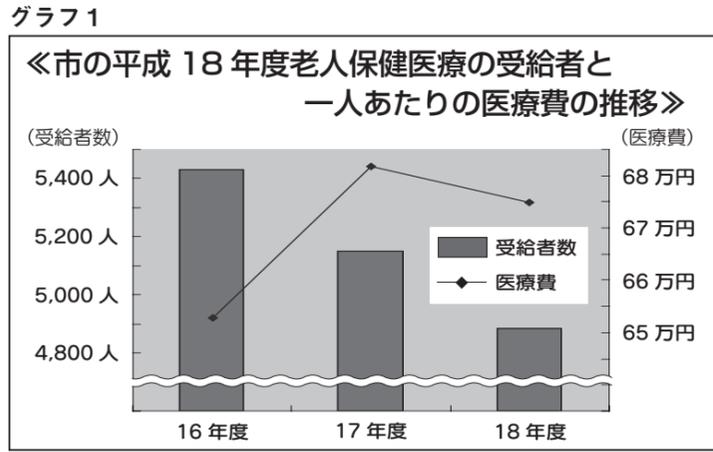
かすみがうら市の老人医療費の現状をお知らせします

■平成十七年度から減少した医療費
平成十八年度に、市と老人保健受給者が医療機関に支払った老人保健医療費の総額は、三十二億九千六百八十七万円で、これを一人当たり換算すると、六十七万四千八百六十四円になります（グラフ1参照）。

■医療費の適正化にご協力ください
平成十七年度の総額三十五億千七百円と比べると、二億一千四百三十万円の減少となりました。医療費の使われ方をみると、入院費用が全体の四割以上を占めています（グラフ2参照）。

医療費節約のポイント

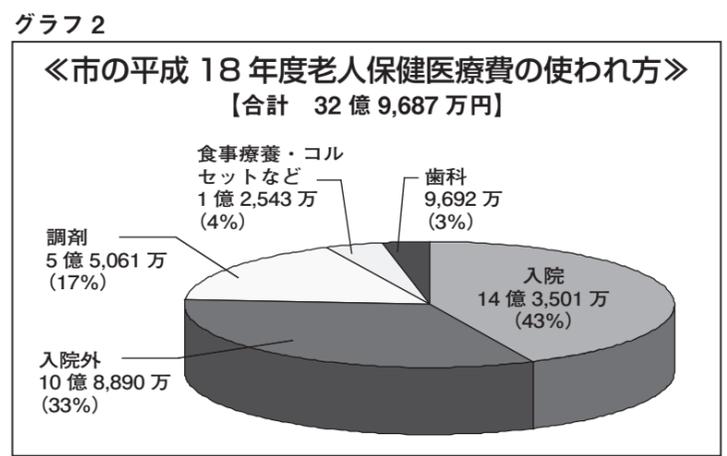
- 1 かかりつけの医師を持ちましょう
お医者さんのかけもちをやめ、皆さんの健康管理や病気を相談できる安心した病院を決めておきましょう。
- 2 診療時間内に受診しましょう
救急の場合は、休日・時間外でもためらわず受診しましょう。しかし、時間外や休日の診断は、自己負担額が多くなります。日頃から自己の健康状態を把握し、診療時間内の受診を心がけましょう。
- 3 薬は正しく服用しましょう
お医者さんを信頼し、指示のあった療養・服薬をしましょう。薬の自己調整は行わず、医師に相談しましょう。
- 4 定期的に健康診断を受けましょう
病気の早期発見と早期治療を心がけ、日頃から健康管理に努めましょう。



老人保健で医療を受けられる方は、七十五歳以上の方と、一定以上の障害をお持ちの六十五歳以上の方です。

老人保健受給者数は、平成十四年十月の制度改正により対象年齢が七十歳から七十五歳に引き上げられました。このため、受給者数は平成十九年九月までは減少傾向でしたが、平成十九年十月からは制度改正時に六十九歳だった方が七十五歳に到達するため増加になるでしょう。

老人保健医療費は、自己負担（一



割または三割）以外の部分を、国民健康保険や各種健康保険からの搬入金、国・県・市の負担金（税金）など、国民全体で支えています。

一人一人が日頃から健康管理に心がけ、今後も医療費を有効に使いたしましょう。

■こんなときは届出をしてください
健康保険証が変わったとき／転出するとき／市内で住所が変わったとき／転入したとき／死亡したとき
（※ご家族でも届出ができます）

ひばりくん防犯メール
—防犯情報配信サービス—

県警では、空き巣・自動車盗難・車上ねらい・ひったくりなどの発生と、その事件の分析に基づいた防犯情報、さらに県警からの情報などをパソコンや携帯電話にメールで配信しています。

◆登録方法

下記のメールアドレスに空メールを送信してください。登録案内のメールが返信されますので案内に従い登録してください。

◀ add@mail1.police.pref.ibaraki.jp ▶

※バーコードリーダー機能付きの携帯電話をお持ちの方は、QRコードをご利用ください。

茨城県警察本部生活安全総務課

☎ 029-301-0110



登録用 QR コード

- 注) 携帯電話の機種により、ご利用できない場合があります。
- 注) 登録は無料ですが、通信料は利用者負担になります。
- 注) メールアドレスの変更などにより配信できないメールアドレスは、自動的に削除されます。

★内閣府から書状と記念品
雪入山友の会



▲久保田美穂会長(左)と小松崎義雄副会長

「雪入山友の会」が、エイジレス・ライフ(年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る)を実践している高齢者のグループとして、国の社会参加活動事例に決定し、10月22日、県庁で書状と記念品が授与されました。

同会は、平成11年に設立され、会員19人のうち、10人が65歳以上。雪入ふれあいの里公園を拠点に、環境保護や、昆虫・野鳥・植物の観察、体験学習などを通して自然保護思想の普及を行なっています。

平成19年度
エイジレス・ライフ
社会参加活動事例

平成
20年度

放課後児童クラブ・児童館母親クラブ会員を募集

12月4日から各児童館、放課後児童クラブにて必要書類を配布します。

活動地区 および場所	稲吉・大塚・新治児童館 放課後児童クラブ	各小学校などの 放課後児童クラブ	稲吉・大塚・新治児童館 母親クラブ
活動内容	保護者の就労などにより、日中留守になる家庭の児童のためのクラブ。 【時間】毎週月～金曜日の放課後から18:30、第二土曜日は、8:30～12:30(夏休みなどの休校日は、月曜日～金曜日8:00～18:30、第二土曜日が8:00～12:30)		自主的な地域活動をするクラブ《マザークラブ》 月2回10:00～12:00 《幼児クラブ》 週1回10:00～11:00
対象・定員 など	《稲吉児童館》50人 小学1～3年生 《大塚児童館》50人 小学2～3年生 《新治児童館》50人 小学1～3年生	《各小学校》 1～3年生(各学校10人以上で開設。4年生以上はご相談ください) ※下稲吉小学校に4月から新規開設!(1年生のみ)	《マザークラブ》 ご協力いただける女性の方各20人 《幼児クラブ》 1～3歳児とその母親を各クラス20組
申し込み	【日時】1月15日(火)・16日(水) 13:30～17:30 【場所】各児童館(新規の方は児童の面接も行ないますので同伴してください)	【日時】1月7日(月)～16日(水) 14:00～17:30(土日祝日を除く) 【場所】各児童クラブ ※下稲吉小学校への申し込みは、1月15日(火)・16日(水)に大塚児童館にて	【日時】1月18日(金) 10:00～12:00 【場所】各児童館

※放課後児童クラブにおいて、定員を超えた場合は書類審査のうえ決定し、後日連絡します。
※放課後児童クラブでは、運営負担金(3,000円・第2子から1,500円)と、保護者会費(おやつ代など)の一部自己負担が、また、母親クラブでは会費・保険代など一部自己負担があります。
各児童館《稲吉》☎029-832-1022 《大塚》☎0299-59-4088 《新治》☎0299-22-2125
《各小学校などの放課後児童クラブ(大塚児童館内)》☎0299-59-4088

骨粗しょう症 予防教室を開催

骨粗しょう症とは、私たちの体を支える骨の量が減って、スカスカになる病気。骨の量が減るのは誰でもおこる骨の老化です。

しかし、食事や生活の改善により、骨の老化を遅くすることができます。今年度検診で、骨量が少なかった方は、これを機会に毎日の食事を見直し、予防につなげてみましょう。

◆日時 平成20年1月30日(水)

9:30～13:00

◆場所 働く女性の家

◆内容 講話と調理実習(定員20人)

※当日は、米1合とエプロンを持参してください。

◆申込方法

12月25日(火)～平成20年1月10日(木)の間に電話で申し込みください。

☎保健センター ☎内線2461・2642

健診結果でご相談のある方は、ご利用ください!

霞ヶ浦保健センターでは、毎月第1・3水曜日(9:00～16:00)まで栄養士による健康相談を実施しています。是非ご相談ください。

◆12月の相談日 5日(水)・19日(水)

不正軽油の取り締まりにご協力を

- 不正軽油は犯罪です。大気汚染なども引き起こします。
- ・灯油や重油をそのまま車の燃料として販売・使用
- ・軽油を灯油や重油で水増し
- ・灯油や重油を混和して製造した油を「軽油」と偽り販売・使用
- 環境破壊を伴うこれらの脱税行為(軽油引取税32.1

円/ℓ)を、茨城県は厳しく取り締まっています。これらを見聞きしたら、情報をお寄せください。

また、廃食油などからつくる「BDF(バイオディーゼルフェュエル)」も課税対象となる場合がありますので、製造・使用前に必ず県税事務所に連絡・相談ください。

☎不正軽油110番 ☎0120-241-744
土浦県税事務所 ☎029-822-7212

有料広告欄

有料広告欄

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務などを定めた配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

◆主な改正点

- ・保護命令制度の拡充
 - ①生命または身体に対する脅迫を受けた被害者にかかる保護命令
 - ②電話などを禁止する保護命令（面会の要求や無言電話・電子メールなど）
 - ③被害者の親族などへの接近禁止命令
- ・市町村基本計画の策定の努力義務
- ・配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- ・裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

☎子ども福祉課 ☎内線 1171

暴力被害者支援情報サイト（内閣府 HP）

<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

次代を担う若者に応募の機会を

雇用対策法の改正により、10月1日から、事業主は、次のことをすることで、若者の雇用機会の確保が図れるよう努めることが義務付けられました。

- ①若者の有する能力を正當に評価するための募集と採用方法の改善
- ②その他の雇用管理の改善
- ③実践的な職業能力の開発と向上

事業主が適切に対処するための指針を厚生労働大臣が定めていますので、指針に沿って、若者の応募機会の拡大にご協力ください。

☎土浦ハローワーク ☎029-822-5124

「あなたの田畑、眠っていませんか?!」 地域農業講演会を開催します

農業担い手の高齢化や後継者不足によって、市内では遊休農地の拡大が急速に進んでいます。市では、この問題について深く考えていただくため、市民の皆さんを対象に関係制度の説明・講演会を開催します。

◆日時 12月11日（火） 13:30～16:00

◆場所 あじさい館 視聴覚室

◆内容

- 1) 行政報告
 - ・かすみがうら市主要プロジェクトについて
 - ・かすみがうら市の耕作放棄地の実態について
- 2) 農地保有合理化事業について
- 3) 集落営農の組織化推進について

◆対象者 市内在住の方（無料で聴講できます）

◆主催

市地域担い手育成総合支援協議会 / 市認定農業者連絡協議会 / 市農業三士の会 / かすみがうら市

☎環境経済部 農林水産課 ☎内線 2505

年齢にかかわらず働ける社会へ

雇用対策法が改正され、10月1日から労働者の募集・採用時に原則として年齢制限を設けることができなくなりました。

このため、職務の内容、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力経験、技能の程度など労働者が応募するに当たり求められる事項をできるだけ明示し、事業主が職務に適合する労働者であるかどうかを個々人の職務遂行能力などで判断してください。

☎土浦ハローワーク ☎029-822-5124

有料広告欄

公共施設の年末年始休館・休園のお知らせ

施設休館・休園日

【12/29（土）～1/3（木）】

市役所（千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎） / 中央出張所 / 中央倉出張所 / 保健センター / 市立各保育所 / 社会福祉協議会 / 各自動交付機（中央出張所では、12/28日（金）・1/4（金）の自動交付機利用時間を17:30までとさせていただきます。）

【12/27（木）～1/4（金）】

あじさい館 / 霞ヶ浦公民館 / 千代田公民館

【12/28（金）～1/1（火）】

水族館 / 郷土資料館

【12/28（金）～1/4（金）】

図書館 / 雪入ふれあいの里公園 / 第1常陸野公園（海洋センター体育館を含む） / わかぐり運動公園 / 多目的運動広場 / 体育センター / 戸沢公園運動広場 / 働く女性の家 / 大塚ふれあいセンター / 大塚児童館 / 稲吉児童館 / 新治児童館 / 勤労青少年ホーム / 農村環境改善センター / あゆみ庵 / 富士見塚古墳公園 / 民家園

コミュニティバス運休日

【12/27（木）～1/4（金）】運休

ごみ収集と搬入

	収集	自己搬入※
12月28日（金）	通常	8:30～11:30 13:00～16:30
12月29日（土）	休み	
12月30日（日） ～1月3日（木）	休み	休み
1月4日（金）	通常	8:30～11:30 13:00～16:30

※29日（土）は、平日同様に午後も自己搬入できますが、たいへんな混雑が予想されます。

※分別については、ごみ収集カレンダーおよびごみ分別ガイドを参照してください。

狩猟期間にご協力ください

《11月15日から3カ月間》

11月15日（木）から来年2月15日（金）までは狩猟期間となります。なお、イノシシに限り、農作物への被害が大きいことから、狩猟期間を3月15日（土）まで延長しています。

農作業やハイキングなどで野山に出かける皆さんは、狩猟者に分かりやすい目立つ服装をすることで、十分注意してください。

☎農林水産課 ☎内線 2503



有害鳥獣捕獲事業を実施しました

市内全域において農作物の被害防止のため、地元猟友会の協力のもと、下記のとおり有害鳥獣捕獲を実施しました。ご協力ありがとうございました。

捕獲鳥獣名	実施期間	捕獲数	捕獲区域
千代田地区 イノシシ	4月1日～4月30日	14頭	雪入・山本・上佐谷・下佐谷・上志筑・粟田地区内
	8月25日～9月24日	14頭	
千代田地区 カラス	8月25日～9月24日の内10日間	159羽	千代田地区全域
霞ヶ浦地区 カルガモ	4月1日～5月27日の内10日間	111羽	霞ヶ浦地区の内連根田・谷津内
		153羽	
霞ヶ浦地区 カラス	9月29日～10月28日の内10日間	186羽	霞ヶ浦地区全域

有料広告欄

国民年金 news

年金をもっと充実させたいとき

自営業など第1号被保険者が老後の資金を増やすためのマネープランを立てるとき、国民年金（基礎年金）をベースに、公的な年金制度に加入し、上乘せの年金を充実させることもできます。

付加年金を納める

国民年金基金に加入していない第1号被保険者は、定額の保険料を納付する際に、あわせて付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受給するときに、上乘せの付加年金を受けることができます。

付加保険料額 月額（400円）

付加年金額 年額（200円×納付月数）

国民年金基金に加入する

国民年金法に定められた、第1号被保険者を対象とする、老齢基礎年金に上乘せする年金を支給する制度です。地域型と職能型のいずれかに加入します。加入者は、受けた年金額などに応じて、口数と給付の型を選択し、国民年金の保険料とは別に基金の掛け金を納めます。

- ☎ 国民年金基金HP <http://www.npfa.or.jp/>
- ・ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
- ・国保年金課 ☎ 内線 1146

やさしく 楽しく 共同参画⑦

“女性に対する暴力”

配偶者からの暴力など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する大きな問題です。

男女が社会の対等なパートナーとしてさまざまな分野で活躍するためには、絶対にあってはならないことです。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

☎ 広聴広報課 ☎ 内線 1152

納期限内の納税にご協力ください

— 納期限内の納税は財源の確保につながります —

かすみがうら市では、納期限内の自主納付を推進しています。皆さんに納めていただいた税金は、公共サービスなど、私たちの生活を支えるための必要な財源として使われます。納期限内に納付をしていただくことで、皆さんの税金が有効活用されますので、ご協力ください。

納税の公平性を確保するために

納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納すると、本来納める税額のほかに督促手数料と延滞金が加算されます。滞納したまましていると給与・預貯金・不動産などの財産調査をし、納税者の意思にかかわらず、滞納処分し強制的に取立てをすることになります。

市では税の公平負担を守るため、滞納の徴収強化に取り組んでいます。

督促手数料・・・納期限後20日以内に督促状が發送され、手数料100円が加算されます。
 延滞金・・・税額に対して納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間については年7.3%（※注）それ以降については年14.6%の割合で加算されます。
 （※注）前年の11月末の基準割引利率に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、その年内においては、当該基準割引利率に年4%を加算した割合。

納税が困難な場合は早めに相談を

督促しても納付や相談がない場合は、財産を差押えられる可能性があります。納期限内納付ができない特別な理由があるときは、納税推進課に早めにご相談ください。

市税の納付は口座振替が便利です

指定したご本人の口座から自動的に納税する制度です。納め忘れや金融機関まで出向く手間が省け、とても便利な制度です。ぜひご利用ください。手続きは、金融機関の窓口へ預金通帳とお届印、納税通知書を持参してお申し込みください。

☎ 納税推進課 ☎ 内線 1122

後期高齢者医療制度の医療の給付について

今回は、来年4月からスタートする後期高齢者医療制度の中で、広域連合がどのような医療給付を行なうのか簡単にご説明します。

なお、医療給付に係る各種申請は、市国保年金課で手続きが出来ますのでご安心ください。

医療機関での支払について

来年4月の制度施行時は、現在の自己負担割合が継承されます。現在の老人保健制度と同じように、所得に応じて自己負担割合が変わります。

【自己負担割合】 現役並み所得者：3割負担
 一般：1割負担

広域連合が行なう医療給付について

広域連合が行なう給付は次のとおりです。

- 療養の給付ならびに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費および移送費が支給されます。
- 高額療養費および高額介護合算療養費が支給されます。

給されます。

(3) 葬祭費が支給されます。

医療費が高額になったとき

同一月内の保険給付に係る医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が支給されます。

所得の区分	自己負担限度額		
	外 来	入 院	世帯単位
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)	80,100円 + 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	II I	8,000円	24,600円
			15,000円

※「+1%」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%が追加負担となります。

※（ ）内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額です。

☎ 茨城県後期高齢者医療広域連合

☎ 029-309-1212

HP <http://www.ibaraki-kou-ikirengo.ecnet.jp/>

・市国保年金課 内線 1144



茨高広連

介護保険料

滞納したら・・・
 サービスを1割負担で
 利用できなくなる

☎ 長寿福祉課 介護保険室 ☎ 内線 1181

介護保険では、通常、費用の1割を負担すれば、さまざまな介護サービスがご利用できます。

保険料の未納や滞納があると、きちんと納めている方との公平を保つために、1割負担でご利用いただけなくなる場合がありますのでご注意ください。

■ 1年間滞納した場合
 ○ サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

介護サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担し、あとで9割相当分を市町村から払い戻しを受ける「償還払い」に、支払方法が変更になります。

■ 1年6カ月間滞納した場合
 ○ 保険給付の一時差し止め
 ○ 差し止め額から滞納保険料を控除

償還払いになった給付費（9割）の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお、滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

■ 2年以上滞納した場合
 ○ 利用者負担の引き上げ
 ○ 高額介護サービス費の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。